

寒河江市学校再編に関する外部有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 市内の小中学校の再編（以下「学校再編」という。）について、広い識見と経験を有する外部有識者の様々な視点による意見又は助言を学校施設整備計画に反映させるため、寒河江市学校再編に関する外部有識者会議（以下「外部有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 外部有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校施設整備計画の見直しに関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 外部有識者会議は、委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員は、教育、まちづくり、建築、環境、防災等に優れた見識を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(会長)

第5条 外部有識者会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、外部有識者会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 外部有識者会議の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選

出されていないときは、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事録)

第7条 外部有識者会議は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、発言者の確認を得た上で、市のホームページで公表するものとする。

- 2 会議において配布された資料は、公表するものとする。

(庶務)

第8条 外部有識者会議に関する庶務は、学校教育課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外部有識者会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。